

日本共産党の山本伸裕です。まず議案1号、令和元年度一般会計補正予算に関してであります。さる1月30日に成立した国の補正予算に対応するため、防災・減災、国土強靱化対策や、T P P 関連などに要する経費として268億円が計上されております。補正後の現計予算額は8,177億円となります。

看過できないのは、立野ダム建設の直轄事業負担金約1億9千万円の増額が含まれております。今回の補正により今年度の立野ダム事業負担金は約13億2,900万円となりました。

立野ダム建設に反対する理由は、様々な角度からこれまでも訴えてまいりましたが、私は今この立野ダム建設、本当に立ち止まって再検討すべきではないかと訴えたい、2つの大問題について、ここで述べておきたいと思えます。

一つは、新たな白川の河川整備計画の問題であります。現在国土交通省は、立野ダムなどの洪水調節施設を前提とした、白川の新たな河川整備計画の策定を進めています。しかし近年の気候変動のもとで、しばしばダムの洪水調節機能が失われるほどの豪雨災害が発生していることはご承知の通りであります。にもかかわらず、現在の河川整備計画は、あくまでもダムの洪水調節が必ず機能することを前提としたものとなっております。つまり、ダムありきという大前提の下に河川整備計画が作られているわけでありまして、しかし、こうした考え方を転換しなければ、今日の気候変動のもとで、住民の安全を守る治水対策とはならない、ということ強く訴えるものであります。

第二点目の問題として、この新たな河川整備計画が流域住民にほとんど知らされていない、という点であります。住民説明会開催の案内は、国土交通省のホームページで紹介されていたのが一つと、そして新聞広告が小さく掲載されただけで、実態としては大半の流域住民に知らされないまま説明会が開催されたわけでありまして、その上、説明会の会場で立野ダム建設にかかわる質問が出されても、ダム担当者が出席していないため答えられないという、極めて不誠実な回答でありました。住民への説明責任を果たし、住民の納得と合意を得ることが事業推進の大前提であります。このままなし崩し的に立野ダム建設を推進することには、到底賛成できないということを表明するものであります。

なお、今日、新型コロナウイルス感染症が深刻な不安をひろげています。不幸にもお亡くなりになった方々は余にもお気の毒で、心からのお悔やみを申し上げますとともに、患者様方の回復を心から祈念申し上げたいと思えます。昨日発表された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定では、まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である、ということが強調されております。県議会におきましても昨日、緊急の全員協議会が開催されたわけでございますが、緊急に思い切った対策を講じる上では、当然ながら財政的な裏づけが重要であります。大変かとは存じますが、執行部におかれましては、いま県として対応可能な最大限のとりくみ強化を求めるものであります。感染のリスクが高い学校や病院、高齢者施設などでの消毒アルコールやマスク不足の供給、外国人労働者や無保険状態にある方々などの医療機関受診機会の保障、感染が疑われる患者を診療する体制や医師、スタッフの確保、入院を受け入れる病床の確保、一般の外来診療を中止して発症患者を受け入れた場合の一般外来患者の受け入れ病院の確保など、事態が不幸にして悪い方向に進行したとしても、あらかじめそれを想定した万全の準備をしていただきたいと思います。先日、経産省が事業者への支援策を発表しましたが、売り上げが減少している企業、商店の不安にこたえる上でもさらに、例えば店舗家賃やリース代、従業員給与などの固定費に対する補助制度の創設である

とか、利子補給など、さらなる県独自の支援策についても検討をお願いしたいと思います。

次に、議案 20 号、令和 2 年度熊本県一般会計予算であります。骨格予算のため政策的判断を要しない人件費などの義務的経費や熊本地震への対応などの経費を中心に計上しているとのことですが、年々情報漏えい事件が増加しているマイナンバー関連の予算計上には賛同できません。さらに阿蘇くまもと空港関連事業として 7,455 万円余が計上されております。蒲島知事は雑誌のインタビューにこたえ、空港民営化にともない現在の国際線 4 路線から全国の地方空港で最大となる 17 路線に拡大する構想を語っておられます。国際線旅客数を将来的には現在の 10 倍以上に引き上げるという内容ですが、先行き不透明で不安定な国際情勢や、あるいは航空機が大量の二酸化炭素を排出するという実態を考えた時に、やはりあまりに過大な構想ではないかという思いを抱かざるを得ません。政府の意向を受けて、いま全国の地方自治体がインバウンド獲得競争にまい進していますけれども、住んでよし、訪れてよしという基本軸をしっかりとすえて、県内それぞれの地域にある多様な文化、歴史、県民の生活を尊重したまちづくりや観光政策を進めていただきたいと思えます。

次に、チツソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計、および請第 12 号、チツソ・JNC 子会社サン・エレクトロニクス株式会社の工場閉鎖・全員解雇の中止を求める請願について申し上げます。

これまで水俣病公害を発生させた加害企業であるチツソに対しては、患者補償を滞らせてはならないということで、1978 年の患者県債発行、その後のヘドロ県債発行、2000 年からのチツソへの抜本支援策による大胆な企業支援策など、その時々にあらゆる支援策が講じられてきました。平成 20 年 6 月の県議会水俣病対策特別委員会で当時の前川副委員長は、我々はチツソ県債を発行しチツソ支援をしてきたが、それは患者補償と地域振興のためであったとのべ、たとえ患者補償問題が確定しても、地域振興の責任は残ると強調されました。全くその通りであります。しかしチツソはその約束を守らず水俣での雇用人数を減らし続け、そして今回は子会社であるサン・エレクトロニクスの工場閉鎖と従業員の全員解雇という決定をまさに一方的に下したわけであり、しかも会社側からは従業員に対し何の説明もありませんでした。時系列で申し上げますと、昨年 7 月 25 日に全員解雇らしいとのうわさが社内に広がり、7 月 30 日によく組合員に通知、しかも一方的な通告という形で工場閉鎖と全員解雇の決定が告げられ、そして 8 月 2 日になって、第一回目の会社側と労働組合との団交がやっと行なわれたわけであり、事実の経過を見れば請願にあるとおり、労働組合へ説明すらせず、整理解雇の四要件を満たしていないということから、労働契約法 16 条に照らし、解雇権の乱用、違法な解雇である疑いが濃厚であると言わなければなりません。

水俣病の原因企業であるチツソは、国と熊本県から支援を受けている以上、患者補償と地域振興への責任を果たすことが義務付けられていることを肝に銘じるべきであります。今回の一私企業のような経営判断は許されるものではありません。したがって請第 12 号は採択されるべきであります。以上申し上げて討論を終わります。